

議案第 3 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

市営住宅の家賃及び共益費並びに当該住宅の駐車場使用料請求権 131,000 円

2 放棄する権利の相手方

[Redacted]

3 放棄する理由

裁判所が破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 252 条の規定による免責許可の決定を行い、当該決定が確定したことにより、債権が徴収不能となったことから債権整理を行うもの。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創